

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(Ⅲ-1-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	労働条件の確保・改善を図ること(施策目標Ⅲ-1-1) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標1:労働条件の確保・改善を図ること	担当 部局名	労働基準局 総務課 監督課 賃金課 労働条件政策課	作成責任者名	労働基準局 総務課長 松下 和夫 監督課長 西海 国浩 賃金課長 野澤 めぐみ 労働条件政策課長 川口 俊徳
施策の概要	<p>労働基準法や最低賃金法などに定められる労働時間や賃金等の労働条件確保・改善のため、労働条件に関する相談対応・指導や制度の周知啓発事業を行うもの。具体的には以下のとおり。</p> <p>(1) 働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組 ○ 36協定未届事業場や新規起業事業場等に対し民間事業者を活用し労働条件に係る相談支援等を行うとともに、時間外労働の上限規制など過重労働防止に関するセミナーの開催等によりきめ細やかな相談支援を実施する。</p> <p>○ フリーダイヤル「労働条件相談ほっとライン」を設置し、労働基準監督署が閉庁している平日夜間、土日祝日に日本語を含む14か国語(外国語は令和元年度開始)での相談対応を行うとともに、事案に応じた相談先等の情報提供を行う労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の設置や、大学・高等学校等を対象とした労働条件セミナー等により労働基準法等に関する基礎知識の周知を行い、情報発信の強化を図る。</p> <p>(2) 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進 ○ 運送事業者の自発的な取組の促進と荷主の協力を得る取組等を通じて、自動車運転者の長時間労働の抑制を促進し、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を遵守しやすい環境を整備することにより、自動車運転者の就業環境の改善を推進する。 ○ 管内で多数の外国人労働者が労働する労働局や労働基準監督署へ外国人労働者労働条件相談員を配置する等により、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や当該事業場への指導を行う。</p> <p>(3) 最低賃金の周知及び履行確保 ○ 最低賃金については、リーフレット等の配付に加え、インターネットや広報媒体を活用した周知広報等により労使をはじめ広く国民に周知徹底を図るとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を行っている。</p>				
施策を取り巻く現状	<p>○ 労働基準関係法令等に関する相談対応・指導による法定労働条件の履行確保 ・ 全ての人が安心して安全で快適に働くことができるよう、法定労働条件の確保が必要であるところ、労働基準関係法令が遵守されていない実態がみられる。(R6年では99,906事業場が違反。) ・ また、R5年4月からは中小企業の月60時間超の時間外労働の割増賃金率が引き上げられ、R6年4月から時間外労働の上限規制が適用されるため、労働基準関係法令等の遵守に向けた取組が一層求められる。</p> <p>○ 最低賃金の周知及び履行確保 ・ 最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図るセーフティネットとして重要な役割を果たしている。そうした中で、令和7年度において、地域別最低賃金については、過去最高である全国加重平均66円の引上げとなった。改定後の最低賃金の履行確保のため、最低賃金制度の周知広報及び履行確保の重要性が高まっている。 [最低賃金の全国加重平均額の推移](直近5年) 令和3年度:930円(+28円)、令和4年度:961円(+31円)、令和5年度:1,004円(+43円)、令和6年度:1,055円(+51円)、令和7年度:1,121円(+66円) ・ 最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を実施しているところ、令和5年度の監督実施事業場は15,485事業場、最賃支払義務違反率は10.5%であり、違反事業場では「適用される最低賃金額を知っている」認識状況にあるものが約6割となっている。</p>				
施策実現のための課題	1	<p>・ 全ての労働者が安心して働くことができるように、労働基準関係法令で定める法定労働条件は確保されなければならない。 ・ そのため、事業場等に対する労働基準関係法令等に関する相談対応・指導を行い、労働者が人格として価値ある生活を営む必要を満たす労働条件の確保を図る必要がある。</p>			
	2	<p>・ 全ての労働者が安心して働くことができるように最低賃金法の遵守が求められる中、最低賃金が適正に確保されていない労働者が存在する。 ・ そのため、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため、最低賃金法に基づき地域や産業の状況に応じて設定された賃金の最低額、制度等の周知やその履行確保を図る必要がある。</p>			
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由		
(課題1)	目標1	事業場等に対する労働基準関係法令等に関する相談対応・指導を行い、労働条件の確保を図る。	労働条件の確保・改善のためには、個別の事業場等からの相談対応や、事業場等に対する指導を確実に行う必要があるため。		
(課題2)	目標2	最低賃金法に基づき地域や産業の状況に応じて設定された賃金の最低額、制度等の周知やその履行確保を図る。	労働条件の確保・改善のためには、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図る必要があるため。		

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
1	36協定の届出件数 (アウトカム)	-	-	過去3年における対前年増加件数の1年平均4.8万件増	令和7年度	対前年比 6万件増	対前年比 6万件増	対前年比 6万件増	対前年比 6万件増	過去3年における対前年増加件数の1年平均4.8万件増	36協定の届出を行わずに時間外・休日労働を行わせる事業場数を減少させるため、36協定届の届出件数を増加させるとし、その指標として、令和7年度以降は、過去3年における対前年増加件数の1年平均の件数を基に目標値を設定している。※令和6年度以前は、毎年の届出件数の伸び率を過去10年で除した値を基に、目標値を対前年比6万件増と設定している。 なお、本指標に係る予算措置は講じていない(労働基準監督署等において、個別の事業場等に対する相談対応・指導を行うことにより目標達成を図ることとしている。) (参考)平成26年:前年比 64,916件増、平成27年度:前年比 71,620件増、平成28年度:前年比 58,518件増、平成29年:前年比 115,182件増、平成30年:前年比 55,558件増 平成31年・令和元年:前年比 96,462件増、令和2年:前年比 71,277件増	過去3年における対前年増加件数の1年平均の件数を基に目標値を設定している。
2	集団的な相談支援会(セミナー)に参加した事業場へのアンケートにおいて、回答があったものうち理解できた旨の回答した割合 (アウトカム)	-	-	80%	令和7年度	70%	70%	70%	70%	80%	・セミナーの効果に関しては、参加者の遵法意識の改善をもってその効果を図ることが有効であると考えられるため、改善実施・取り組み実施のアンケート回答の割合をアウトカム目標とした。 (参考)令和6年度実績値(93%)は、分母:アンケート回答数(1,868件)、分子:アンケートで理解できたと回答した数(1,749件)から算出したもの。	目標値については、本事業を開始した令和2年度に、他の類似事業(労働条件関係セミナー)の設定の考え方を参考に、概ねの参加者が満足したと考えられる70%を目標値とし、令和6年度までは当該水準(70%)を目標値としていたが、例年目標値を達成していることを踏まえ、80%に設定し直したものの。(なお、行政事業レビューシートにおいても同様の指標・目標値を設定している。)
3	労働災害及び労働時間等に係る外国人労働者からの相談件数 (アウトプット)	-	-	過去3か年平均	令和67年度	4,619件	5,332件	5,332件	6,485件	6,750件	・日本国内で働く外国人労働者数は増加傾向にあり、外国人労働者の労働条件確保のための環境整備が必要であるため、外国人労働者からの労働災害及び労働時間等に係る相談件数(暦年)をアウトプット目標とした。	目標値については、事業実態を適切に反映できると考え、過去3か年平均としている。
○4	週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合 (アウトカム) ※令和3年度以降	-	-	5%	令和7年度	8.2%	7.9%	7.5%	6.7%	5.0%	長時間労働は労働者の健康を損なうおそれがあり、その抑制を図る必要があるが、週60時間以上の長時間労働を行っている労働者の割合が高水準となっている実態があることから、その割合の削減を指標として設定している。 ※年度ごとの実績値は、暦年の件数	令和2年の週60時間以上の雇用者の割合が5.1%と、目標値をほぼ達成できたところ。 そのため、特に長時間労働が懸念される週労働時間40時間以上の雇用者の労働時間の実情を踏まえ、新たに目標を設定したものの。 (参考)「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(令和6年8月2日閣議決定) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41932.html
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		選定理由
5	定期監督等実施状況	監督指導により労働基準関係法令違反が認められた事業場数				83,212	100,696	96,831	99,906		全国の労働基準監督署が定期監督等を実施した事業場数(下段)及び監督指導により労働基準関係法令違反が認められた事業場数(上段)。 なお、定期監督等には、定期監督のほか災害時監督及び災害調査が含まれる。	
		全国の労働基準監督署が定期監督等を実施した事業場数				122,054	142,611	139,215	142,477			

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(1)	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等 (平成20年度)	※	※	※	-	※	002445
		※	※				
(2)	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組 (平成23年度)	※	※	※	1	※	002398
		※	※				
(3)	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費 (平成24年度)	※	※	※	1	※	002399
		※	※				
(4)	労働基準行政関係相談業務等の外部委託化経費 (平成28年度)	※	※	※	1	※	002447
		※	※				

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準値	目標年度	目標年度	年度ごとの実績値						
					令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
○6 最低賃金額の周知ポスター等の認知率 (アウトカム)	16.4%	平成28年度	19.6%	令和7年度	22%	22%	22%	19%	19.6%	・最低賃金額は、例年改定されているので、改定後の金額について効果的・効率的な周知を図ることが必要である。最低賃金の周知方法として、ポスターを作成し、掲載を行っていることから、効果的・効率的な周知を行っているかを測る指標として、「最低賃金額の周知ポスターの認知率」を選定している。 (参考1) 令和元年度からは、中吊り広告等を実施しており、それらの認知率の合計を記載している。 (参考2) 実績値はポスター等に接触した人の数を調査(※)回答者の数で除したもの。令和6年度:調査回答者の数(2,382人)、ポスターに接触した人の数・割合(見たことがある(286人/12.0%) + 見たような気がする(245人/10.3%)) ※委託事業者において、全国2,382人に対してインターネット調査をおこなったもの	・令和7年度の目標値は、令和2年度から令和6年度の実績の平均から設定している。 (参考) 令和2年度の実績値: 21.3%
7 地方公共団体の広報誌又はホームページへの最低賃金制度の掲載割合 (アウトプット) ※令和5年度までは「地方公共団体の広報誌への最低賃金制度の掲載割合」	91.7%	平成27年度	92.0%	令和7年度	90%	92%	92%	88%	92.0%	・最低賃金は例年改定されており、全労働者に適用されるものであることから、様々な媒体で広く周知することが必要である。 地方公共団体の広報誌は戸別配付されることから、あまねく住民に周知されるものであるが、広報誌を発行していない地方公共団体や、広報誌の誌面の縮小等により掲載がかなわないものもあるため、地方公共団体の広報誌に加えて、ホームページへの掲載依頼も行うことでより多くの者に対して周知が可能と考えられる。 このため、令和6年度からは、測定指標を「地方公共団体の広報誌への最低賃金制度の掲載割合」から「地方公共団体の広報誌又はホームページへの最低賃金制度の掲載割合」に変更した。 (参考1) 令和6年度実績値97.7%は、分母:HPを開設している地方公共団体数(1,786団体)、分子:広報誌又はHPに最低賃金制度が掲載された地方公共団体数(1,746団体)から算出したもの。 (参考2) 広報誌を作成している地方公共団体数(1,784団体)	・令和6年度の測定指標の変更及びその実績を踏まえ設定している。 (参考) 令和2年度の実績値: 81.0%
8 最低賃金特設サイトのアクセス件数 (アウトプット)	1,757,894pv	令和3年度	1,600,000pv	令和7年度	-	1,799,630pv	1,746,300pv	1,935,529pv	1,600,000pv	・最低賃金特設サイトは、最低賃金制度の概要、地域別最低賃金全国一覧、最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業等に関する情報をまとめたサイトである。 ・当該サイトは、使用者・労働者双方にとって必要な情報入手することを可能にするものであるため、そのアクセス件数について指標として選定している。 (参考) 各年度の実績値は、最低賃金制度を紹介する特設サイト(※)のpv数。 ※特設サイトURL: https://pc.saiteichingin.info/	・令和7年度の目標値は、令和2年度から令和6年度の実績の平均値をベースとしつつ、最低賃金の周知広報事業を7年度に縮小(テレビCM広告を廃止)したことも踏まえ、設定している。 (参考) 令和2年度の実績値: 1,768,727pv
9 最低賃金の未満率 (アウトプット)	1.7%	令和3年度	1.9%	令和7年度	-	2.0%	1.9%	1.9%	1.9%	・最低賃金の引上げが続く中でも最低賃金法を遵守していただくために、最低賃金制度の周知及び履行確保に取り組んでいるところである。その中で、実際に最低賃金を下回っている労働者がどれだけいるかを把握することは重要であるため、「未満率」(※)を指標として選定した。 なお、未満率には「賃金構造基本統計調査(事業所規模5人以上)」から算出する値と、「最低賃金に関する基礎調査(事業所規模30人未満(製造業等は100人未満))」から算出される値があるが、測定指標としては、特に最低賃金引上げの影響が大きいと考えられる小規模事業所を対象とする、「最低賃金に関する基礎調査」の結果から算出される未満率を採用(※)した。 ※「未満率」は当年6月の賃金とその時点で適用される最低賃金額を下回っている労働者数÷全労働者数で計算される。 ※最低賃金には減額の特例許可制度があるため、未満率が全て法違反ではないことに留意が必要である。 ※「賃金構造基本統計調査」における未満率は、参考指標11として掲載している。	・令和7年度の目標値は、最低賃金が大幅に引き上げられても未満率が過年度の実績を上回らないようにするという観点から、過去10年の実績値の平均とした。 (参考) 平成27年度: 1.9%、平成28年度: 2.7%、平成29年度: 1.7%、平成30年度: 1.9%、令和元年度: 1.6%、令和2年度: 2.0%

(参考指標)		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由					
10	最低賃金に関するポスターの配布枚数	48,810枚	48,956枚	63,511枚	59,540枚		最低賃金に関するポスター配布枚数は、本省から地方労働局に配布している枚数であり、その枚数が直接に最低賃金制度の認知率と一致するところではないが、最低賃金制度及び改定最低賃金額を周知するための行政の取組状況を把握するための参考指標として選定した。 (参考) 地方労働局は本ポスターの他に独自のポスターを作成しているが、それについては実績値に含めていない。					
11	賃金構造基本統計調査 (事業所規模5人以上)における 最低賃金の未満率・影響率の推移 (上段:未満率、下段:影響率) 【未満率】	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> 未満率及び影響率を経年的に比較する、すなわち、最低賃金の引上げが続いた中での未満率・影響率の状況を確認することで、どの程度最低賃金が遵守されているかを把握することができる。 なお、令和4年度より「最低賃金に関する基礎調査」における最低賃金の未満率について測定指標とすることとしたが、「賃金構造基本統計調査」における最低賃金の未満率については、①賃金構造基本統計調査は、最低賃金に関する基礎調査に比べ、最低賃金引上げの影響を比較的受けにくい大企業も含む調査であること、②両方の値を測定指標として採用すると、役割が重複すること等の理由により、引き続き参考指標として設定することとした。 また、影響率についても、最低賃金の引上げ幅に直接影響を受けるものであるため、参考指標に留めている。 近年の最低賃金の大幅な引上げにより影響率は上昇しているのにも関わらず、未満率は上昇傾向になく、最低賃金がどの程度遵守されているかを示している。 ※「未満率」とは、最低賃金を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合のこと(当年6月の賃金とその時点で適用される最低賃金額を下回っている労働者数÷全労働者数) ※「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合(当年6月の賃金が当年秋に改正された後の最低賃金額を下回ることとなる労働者数÷全労働者数) ※最低賃金には減額の特例許可制度があるため、未満率が全て法違反ではないことに留意が必要である。 (注) 賃金引上げ額を受けて算出可能となるため、来年度7月記載予定
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
	最低賃金に関する基礎調査(事業所規模30人未満(製造業等は100人未満))における最低賃金の影響率の推移 【影響率】	11.1%	11.9%	13.8%	16.3%	4.7%	16.2%	19.2%	21.6%	23.2%		
達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID	
		予算額	予算額									
(5)	労働条件の確保・改善に必要な経費(最低賃金制度関係) (平成21年度)	※	※	※	9,11	※					002397	
		※	※									
施策の予算額(千円)		令和5年度			令和6年度			令和7年度			政策評価実施予定時期	令和4年度
施策の執行額(千円)		977,660			1,010,076			994,809				
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
		-				-		-				

(※) 「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。